

# 森町災害廃棄物処理計画（概要版）

## 1 計画について

本計画は、森町における平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものである。

## 2 想定する災害

本計画では、地震災害及び水害、その他自然災害を対象とする。森町では、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が想定されています。

## 3 対象とする災害廃棄物

災害廃棄物は一般廃棄物であるため、森町が処理の主体を担う。本計画において対象とする災害廃棄物は、地震等の災害によって発生する、木くず、コンクリートがら等、金属くず、可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物、廃家電、廃自動車等、有害廃棄物、当町の施設では処理が困難な廃棄物とする。

なお、災害時には、災害廃棄物の処理に加えて、通常的生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿を処理する必要がある。

## 4 処理の基本方針

基本方針	内容
衛生的かつ迅速な処理	大規模災害時に大量に発生する廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障が無いよう、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理することとし、状況に応じて可能な限り短期間での処理を目指す。
分別・再生利用の推進	災害廃棄物の埋立処分量を削減するため、分別を徹底し、再生利用、再資源化を推進する。
処理の協力・支援、連携	森町による自己処理を原則とするが、自己処理が困難であると判断した場合は、都道府県や国、他地方自治体及び民間事業者等の協力・支援を受けて処理する。
環境に配慮した処理	災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理を行う。
処理費用への配慮	経済的負担を軽減するため、混廃化や便乗ごみ(不法投棄)を防止する。

発生から概ね3年以内の処理完了を目指す。災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて、適切な処理期間を設定する。

## 5 災害廃棄物発生量の推計

想定災害で発生すると推計された種類別の災害廃棄物発生量は次のとおりである。

	災害廃棄物発生量(t)							
	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属 くず	その他	津波堆 積物	合計
日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震	27,325	92,905	163,950	224,065	16,395	21,860	172,205	718,705

## 6 仮置場

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするためには、発災後、速やかに仮置場を設置し、生活圏から災害廃棄物を撤去することが重要である。災害廃棄物は膨大な量になることが見込まれることから、直接処理施設への搬入が困難となることが想定されるため、仮置場を設置するものとし、平時にその候補地を選定する。

森町における仮置場候補地及び本計画で想定した災害の仮置場必要面積を次に示す。

### 【仮置場候補地】

名称	所在地	概算面積(m <sup>2</sup> )	所有者及び管理者
森町リサイクルプラザ	茅部郡森町字砂原東4丁目 2-39、40	約5,200	森町

### 【仮置場必要面積】

	仮置量(t)	仮置場必要面積	
		(m <sup>2</sup> )	(ha)
日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震	517,391	225,238	22.52

## 7 処理事業費等

大量の災害廃棄物の処理には多額の経費が必要であり、森町のみで対応することは困難であるため、国の補助事業の活用が必要となる。「災害等廃棄物処理事業」及び「廃棄物処理施設災害復旧事業」の2種類の災害関係補助事業がある。補助事業の活用は災害廃棄物対策の基本方針に影響するものであり、円滑な事業実施のため、発災後早期から国や北海道の担当窓口との緊密な情報交換を行う。

令和6年8月